

○一般社団法人量子 ICT フォーラム知的財産取扱規程

(目的)

第1条

本規程は、定款第2章に規定する一般社団法人量子 ICT フォーラム（以下、「当法人」という。）の事業活動において生じる知的財産の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条

本規程において「知的財産」とは、発明及び特許権、考案及び実用新案権、意匠及び意匠権、商標及び商標権、半導体集積回路及び回路配置利用権のうち、財産的価値を有するものをいう。

(知的財産の帰属)

第3条

当法人の事業活動により生じた知的財産は、原則として、当法人に帰属しない。

(当事者間の紛争)

第4条

当法人に帰属しない知的財産の権利に関し、会員間で紛争が発生した場合、当該会員間相互の協議によりこれを解決し、当法人はこれに一切関与しないものとする。

(優先条項)

第5条

本規程の規定と当法人の他の規定とで内容に矛盾が生じた場合は、当該他の規定を優先するものとする。

(有効期間)

第6条

本規程は、会員が当法人に入会申込書を提出し、理事会が入会を承認した時点から会員資格を喪失するまでの間、当該会員に対して効力を有する。

(変更)

第7条

本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

本規約は、令和2年1月28日より施行する。